

第32回長崎家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年10月27日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

江崎 聡，梶村龍太，中島三博，平 浩介，田口直樹（委員長），玉島健二，
福田健太郎，藤田成裕，吉池浩嗣，吉岡 透

(2) 事務担当者

梶原事務局長，柏原首席家裁調査官，川崎首席書記官，江川総務課長，
廣繁主任書記官，山口総務課課長補佐（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 委員の自己紹介

(3) 協議

「成年後見制度の利用促進に向けた取組について」
出された意見等の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の予定

ア テーマ

「面会交流について」

イ 日程

令和3年6月29日（火）午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(5) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

テーマ「成年後見制度の利用促進に向けた取組について」

第1 説明

成年後見制度の利用促進に向けた取組について、主任書記官から説明した。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

- 中核機関と家庭裁判所はどのような関係か。家庭裁判所は中核機関の一員となるのか。
 - 中核機関は広報、相談、制度利用促進及び後見人支援の4つの機能・役割があるのに対し、家庭裁判所は後見人等の事務を監督する役割を担い、ともに地域連携ネットワークの一員として、チームを支えていくことになる。
- 中核機関は市町村がイニシアティブを握る、成年後見制度の利用促進を推し進めるための組織、サポートするための組織という理解でよいか。
 - そのとおりである。まずは、中核機関を設置し、その中核機関が中心となって地域連携ネットワークを構築することとなる。
- 中核機関は市町村が運営するとのことだが、長崎市には設置されていないのか。
 - 長崎県内で中核機関が設置されているのは今のところ島原市のみである。
- 身上監護を目的とする制度利用を促進するという点については、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員などの行政が地域で利用促進の役割を担っていると思う。それらとは別の機関として中核機関を設置しなければならない理由が分かりにくい。地域連携ネットワークや中核機関の位置づけは全国共通モデルなのか。
 - 地域連携ネットワークの組織や中核機関の位置づけは全国共通である。
- ◎ 地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置については、平成28年度の成年後見制度利用者数が約20万人であるのに対し、認知症有病者数は約462万人であることから、潜在的な需要はもっとあるはずだという考えが根底にあると考える。家庭裁判所において、これまでは財産管理に重点が置かれがちであった点を見直して、身上監護の点も含めて、利用者にメリットを感じてもらえるよう運用を変えてきつつある。さらなる利用促進のためには、関係機関の連携について音頭を取る中核機関が必要であり、地域住民に一番近い市町村が中核機関の運営を担うのが相応しいと考えられている。
- ニーズに比して利用が進まない背景には、手間とコストがネックになっているのではないか。申立書を提出し、医師の診断書と鑑定に費用を要し、さらに定期的に報酬が必要となると思う。これらの費用面も制度利用を躊躇する一因となっているので、利用促進という点ではこれらの改善が先決ではないだろうか。参考までに大

まかなコストを教えもらいたい。

- 申立時に収入印紙と郵便切手で数千円要する。鑑定は全件行うものではないが、行った場合の料金は3万円から5万円が多い。さらに、専門職の後見人や後見監督人が選任された場合は報酬が発生し、本人の財産から支払われる。今後の報酬の在り方については、東京家裁や大阪家裁、最高裁などで検討している。
- 検察官にも申立権があるが、全国で年間1件の申立てがあるかどうかという程度である。「費用がないから検察官から申立てをしてほしい」と言われることもあるが、検察庁も市町村の窓口を案内することがほとんどである。
- 家庭裁判所としても、報酬の見直しは課題だと認識しており、見直しを進めている。市町村申立ての場合には、報酬助成の制度もあるので、それを活用して成年後見制度の利用のすそ野を広げていくことが考えられる。
- 私の経験では、義父が死亡して相続が発生した際に、妻を認知症の義母の代理人として手続を進めることができないかと弁護士に相談したところ、ともに相続人であり、利益相反するので代理人にはなれないことから成年後見の利用を勧められ、弁護士に成年後見人になってもらってうまく解決できたことがあった。そのときは後見人選任に時間がかかったという印象である。また、私自身が当時、成年後見制度について聞いたことがなかったので、広報にも注力すべきではないかと思う。
- ◎ 成年後見制度自体があまり知られていないことも課題である。また、後見人の選任に時間がかかった点については、中核機関によるマッチングがなされるようになれば、事案に応じて適任者を推薦してもらうことができ、スムーズな後見人選任に繋がると考える。
- 少ないとはいえ、補助や保佐の申立ても意外とあるのだなという印象である。これらの利用目的を分析することも制度全体の利用促進のヒントになるのではないか。

終末期をどう迎えるかについて、ある程度決めておこうということが医療界でも言われている。認知症が進む中で、その現実を認めたくない気持ちも分かるが、自身の意思があるうちに任意に利用を考えられるように、医師からも成年後見制度について話をし、その結果として中核機関等を利用する機会が増えれば、成年後見制度の利用促進に繋がるとは考えられる。

(以上)